

事務所だより

第161号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

冬季の転倒災害防止対策

先月の大雪による混乱が記憶に新しい中、今回は冬の転倒災害防止対策について考えていきたいと思います。

冬の労働災害多発

冬季は、路面凍結による転倒、自動車のスリップや視界不良による交通事故、除雪・雪おろし作業に伴う墜落・転落・腰痛、暖房器具等による一酸化炭素中毒など、特有の労働災害（冬期型災害）が発生します。特に転倒災害が多発するため、冬は労働災害が最も多く発生する季節といわれています。

職場で取り組む転倒災害対策

まずは、職場巡視等を行い、事業所内の危険箇所を把握・特定しましょう。凍結が起こりやすいのは、駐車場、屋外通路、建物出入口です。このような箇所には、表示などを

【2つのPOINT】

気象情報の活用によるリスク低減の実施

通路、作業場所の凍結等による危険防止の徹底

自主点検（東京労働局HPより）

チェック項目（冬季用）		
1	身の回りの整理・整頓を行っていますか通路、階段、出口に物を放置していませんか	☐
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	☐
3	安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか	☐
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	☐
5	作業靴は、作業現場に適したものを選び、定期的に点検していますか（耐滑性のある靴は、雪や氷、粉による滑りには適用していません）	☐
6	ヒヤリハット情報を活用して転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	☐
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか	☐
8	ながらスマホやポケットに手を入れたまま歩くこと、手すりを持たない階段の昇降などを禁止していますか	☐
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	☐
10	天気予報に気を配っていますか	☐
11	時間に余裕をもって歩行、作業を行っていますか	☐
12	駐車場の除雪・融雪は万全に、出入口などにも注意していますか	☐
13	職場の危険マップ、適切な履物、歩行方法などの教育を行っていますか	☐

行つて危険を「見える化」するとともに、たとえば雪や水分を拭き取るためのマットを設置するなど、対策を講じます。

特に危険なのは、「雪が踏み固められた箇所」です。降

雪時には、できるだけ雪が積もったままにならないようにしましょう。

把握しておいた危険箇所に
ついて、除雪や凍結防止対策（融雪剤や砂の散布等）を行うことで、転倒のリスクを減らすことが可能となります。
また、必要な用具は早めに確保して、使用方法を事前に確認しておきましょう。

安全意識も大切

冬の転倒災害は、従業員一人一人の安全意識も大切です。

通勤時には滑りにくい靴を履く、時間に余裕を持った行動を心がけて、小さな歩幅でゆっくりと歩く、転倒時の怪我を軽減するために両手をあけておくなど、常に意識しておくことが大切です。また、「冬の歩き方」について注意喚起するのも有効です。

事業所全体の安全に対する意識を向上させることにより、冬の労災事故の防止に努めましょう。

障害年金の制度をご存知ですか？

《障害年金受給に関する3つの要件》

初診日の年金制度

病気やけがで初めて診察を受けた日に、国民年金・厚生年金保険・共済組合のいずれかに加入している。

障害年金の認定基準

障害認定日または現在、障害年金の認定基準にあてはまっている。

保険料の納付

病気やけがで初めて診察を受けた日より前に一定の保険料を納めている。

上記の3つの条件がそろっているか、一緒に確認してみませんか。

申請代行・お問い合わせは、藤田社会保険労務士事務所までご連絡ください。

新型コロナウイルス関連の助成(2種類)が終了します

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症対策として、休業手当を受け取れなかった人を対象に導入した「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」(※1)の受付を、令和5年3月末までの休業をもって終了すること
を明らかにしました。
また、休業手当の一部を補助する事業主向けの「緊急雇用安定助成金」(※2)の受付も、令和5年3月末までの休業をもって終了することとです。利用されている方はご注意ください。それぞれの申請対象期間と申請期限は、別表をご参照ください。
なお、雇用調整助成金の制度自体は令和5年4月以降も継続することですが、令

和5年4月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染状況や雇用情勢を踏まえながら検討される予定です。



令和5年度の雇用保険料率(予定)

財政がひっ迫する中で、令和4年度はそれまで労使折半で0.2%だった失業等給付分の引上げを決定し、激変緩和措置として9月まで0.2%を維持、10月以降も0.4%引上げの0.6%に抑えられていました。
激変緩和措置は今年3月で終了し、4月以降は、失業等給付分は原則どおり0.8%となります。労使で折半する育児休業給付分の0.4%、事業主が負担する雇用保険2事業分の0.35%は据え置きます。その結果、全体の保険料率は1.55%で、うち事業主負担は0.95%、労働者負担は0.6%となります。

2月の労務手続

「提出先・納付先」

10日
○雇用保険被保険者資格取得届の提出(前月以降に採用した労働者がいる場合)

「公共職業安定所」

○源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付

「郵便局または銀行」

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL・075-611-5300
FAX・075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

今年の春闘の賃上げ率は2.6%程度、23年度の全体の名目賃金の伸びも1.3%程度にとどまると試算されているとのこと、物価高騰による家計への影響はまだ残るようです。
(ぎん)

別表

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」	
休業した期間	申請期限(郵送の場合は必着)
令和4年10月～11月	令和5年2月28日(火)
令和4年12月～令和5年1月	令和5年3月31日(金)
令和5年2月～3月	令和5年5月31日(水)

「緊急雇用安定助成金」

支給対象期間(1～3の連続する判定基礎期間)の末日の翌日から起算して2か月以内

(※1)

新型コロナウイルス感染症の影響により休業した労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方に対し、国から支給されるものです。次のようなケースも対象になります。

・元々予定していた勤務の日に、コロナの影響で事業主から休むように言われた。

・店が時短営業になり、1日当たりの勤務時間が短くなった。

・半年以上働いており、コロナの影響がなければ同様の勤務を続ける予定だった。

(※2)

新型コロナウイルス感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、従業員の雇用維持を図るために、労使間の協定に基づき、雇用調整(休業)を実施する事業主に対して、雇用保険被保険者以外の方に支払った休業手当などの一部を助成するものです。